

日本汎太平洋東南アジア婦人協会細則

細則 I PPSEAWA 役員・監事・委員長選考規定

- 役員・委員長・監事を選考するために選考委員会を設ける。
 - 選考委員として、次の西暦偶数年に任期満了となる役員・委員長から4名と一般会員から3名を役員・委員長会議が選出する。
 - 選考委員会の任期は、役員・監事・委員長を選出する前年の6月から2年間とする。
- 選考委員会は役員、及び監事を選考し、その結果を役員会に報告し、総会の承認を受ける。但し支部長は各支部において選出される。
 - 役員は会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名、監事は2名とする。役員・監事の任期は2年とし、再任は原則として2期までを限度とする。但し役職を変更する場合には4期まで可能とするが、その場合も委員長の任期と連続して5期を超えてはならない。
 - 選考は2年ごとに行う。
- 以下の委員会を置き、各委員長は選考委員会が推薦し、会長が委嘱する。
 - NGO委員会、地域研究委員会、国際交流委員会、広報委員会、事業委員会
 - 委員長の任期は2年とし、再任の場合は原則として2期までとする。但し会長の裁量によって継続して3期まで委嘱できる。役職を変更する場合には4期まで可能とするが、その場合も役員・監事の任期と連続して5期を超えてはならない。
- 会長を除く役員・監事ないし委員長に欠員を生じた場合には、選考委員会は、新役員・新監事ないし新委員長を選出し、役員会の承認を得る。次の総会に事後報告を行う。その者の任期は前任者の任期の残留期間とする。会長が欠けた場合は、選考委員会が新会長を選出して役員会に報告し、会長代行の副会長によって招集された臨時総会において決定する。
- 役員・監事・委員長の選考は西暦偶数年の総会の前までに行う。選考過程においてコンセンサスが得られない場合には、選考委員会の過半数をもって決定する。
- 本規定の改正は役員・委員長会議の過半数をもって決定のうえ、総会の承認を得て行う。

(付則)国際 PPSEAWA 役員候補者は役員会がその過半数を持って決定し、国際パシイワに推薦する。

細則 II 職務規定

- 役員職務
 - 会長は、本協会を代表し、かつ会務を統括する。
 - 副会長は、会長を補佐する。会長に事故のある時または会長が欠けた時には、話し合いによりいずれか一方がその職務を代行する。
 - 書記は、総会及び役員会、役員・委員長会議の議事を記録し、かつ通信連絡事務を行う。
 - 会計は、協会の会計事務および財産管理事務を行う。
 - 監事は、協会の会計、財産状況および業務状況について監査し、総会に報告する。
- 委員会の職務
 - NGO委員会:国連NGO国内婦人委員会、国際婦人年連絡会、国際人権規約完全実施促進委員会に属し、共同で政府および関係機関に要望書を提出するなどの活動を行う。
 - 地域研究委員会:国際パシイワの加盟国および加盟地域の政治、経済、文化、歴史などの諸事情を学び、理解を深める。
 - 国際交流委員会:国際パシイワ加盟国および加盟地域との交流を促進するために例えば以下のような多面的な活動を行う。
 - 本邦に在住する、または訪日中の加盟国・加盟地域の人々との相互文化交流
 - 加盟国・加盟地域の恵まれない子どもたちへの教育支援
 - 加盟国・加盟地域における災害救助活動の支援
 - パシイワの目的に関係ある国際的記念日(国際女性の日、平和の日、世界子どもの日、国際家族の日など)をメールにより加盟国・加盟地域との間で確認、共有
 - 広報委員会:会報の発行(年2回)。ホームページ作成その他の広報活動を行う。
 - 事業委員会:協会の活動資金のために、例えば以下のような収益活動を行う。
 - コンサート、観劇など
 - 料理講習会
 - バザー(年に1ないし2回)